

定期健康診断受診に係る助成金交付要綱

一般社団法人 山梨県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人山梨県トラック協会（以下「山ト協」という。）の会員事業者（以下「会員」という。）が従業員に対して実施する定期健康診断の受診に係る助成金の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進し、運転者の定期健康診断についての受診率向上を図るとともに、運転者の健康状態に起因する事故を防止することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成対象は会員が実施する定期健康診断（労働安全衛生規則第43、44、45条）の受診者であり、山梨県内の営業所に勤務する運転者であること。

(助成額)

第3条 助成額は、1名につき2,500円とする。
助成人数は、毎年4月1日時点における山梨県内の事業用自動車配置車両数（会費請求台数）の1.2倍までとする。（小数点以下切り上げ）
但し、同一人に対しては、一人1回分のみとする。

(助成対象期間)

第4条 毎年4月1日から翌年3月15日の間に健康診断を実施し、かつ支払いを完了したものを対象とする。
ただし、上記期間内であっても、予算枠に達した時点で終了とする。

(助成金の申請手続き)

第5条 助成金の交付を受けようとする会員は、様式1「定期健康診断助成金交付申請書」により、助成対象期間の3月15日（ただし、土、日祝祭日の場合は翌日）までに、関係書類を添えて山ト協へ申請するものとする。

(助成金の交付)

第6条 協会は前条の申請に基づき、会員へ助成金を支払う。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

(附 則)

- 1.平成25年7月 9日 制 定
- 2.平成26年7月29日 一部改正
- 3.平成27年4月 1日 一部改正
- 4.令和 2年3月13日 一部改正
- 5.令和 2年4月 1日 一部改正
- 6.令和 3年3月 9日 一部改正
- 7.令和 3年4月 1日 一部改正